

川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（六訂稿）

（碑文全文、付句読点文、書下し文）

—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰—

—明治警察史の一齣—

（令和 4（2022）年 8 月 5 日（金）現在）

（補正経緯）

HP 初載： 平成 21（2009）年 9 月 26 日（土）初稿作成
平成 21（2009）年 10 月 25 日（日）改訂稿作成
平成 24（2012）年 8 月 28 日（火）再訂稿作成
平成 24（2012）年 10 月 1 日（月）三訂稿作成
平成 25（2013）年 4 月 12 日（金）四訂稿作成
平成 30（2018）年 10 月 22 日（月）五訂稿作成
（全体にわたって補正）
令和 4（2022）年 8 月 5 日（金）六訂稿作成
（レイアウト全面変更の上、全体にわたって補正、追加）

（註記）（令和 4（2022）年 8 月 5 日追加）

本資料は、平成 31（2019）年 1 月に、昨令和 3（2021）年 8 月 17 日に長逝された松井幹郎先生（1935～2021）と共編で「川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰—」と題して、『大警視だより』続刊第 7 号（通巻第 36 号、平成 31（2019）年 1 月 1 日刊）に収録し、その後、警察政策学会資料第 110 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会編、警察政策学会、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）59～71 頁にも再録したが、これらには、松井幹郎先生御作成に係る貴重な現代語訳をも収載している。

〈<http://www.asss.jp/>〉⇒

〈 <http://asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99110.pdf>〉

〔目 次〕

(参考文献) ……………2

1 はじめに ……………3

2 関係文献一覧 ……………3

3 故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 ……………4

 (1) 碑文全文 ……………4

 (2) 碑文全文(頌徳碑〈改行〉でのもの) ……………6

 (3) 付句読点文 ……………7

 (4) 石碑全文(書下し文) ……………9

 (5) 現代語訳(省略) ……………11

【附録】明治警察史コーナーHP 項目一覧(抄) ……………11

(参考文献)

- ・「川路利良」：
〈<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B7%9D%E8%B7%AF%E5%88%A9%E8%89%AF>〉
- ・「法制史学者著作目録選」中「明治警察史コーナー」：
〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Historian2003.htm>〉
- ・本 HP 別稿「大警視川路利良関係文献抄(改訂稿) —『警察手眼』検討を中心として—」：
〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kawaji001.pdf>〉
- ・河内貞芳(1977～)『侍たちの警視庁 大警視川路利良の時代』(自己出版、平成 24 年 6 月 10 日刊。前著河内屋信吉『侍たちの警視庁—創成期の人物と史跡をたどる 1874-1879—』(自己出版、平成 19 年 1 月 7 日刊)』(自己出版、平成 19 年 1 月 7 日刊)の改訂版。)
〈<http://kawachisoutai.chu.jp/keishi1.html>〉 (平成 24 年 8 月 28 日追加)
- ・『大警視だより』(発行元:「大警視川路利良」研究会刊 ⇒大警視川路利良研鑽会刊)
 - ・No.1(創刊号。「大警視川路利良」研究会、平成 23(2011)年 6 月 13 日刊。名誉会長:川路利永氏(としひさ)、事務局:鹿児島市・松井幹郎氏。⇒その後休刊するも、現在は『大警視だより』続刊として継続刊行中) (令和 4(2022)年 8 月 5 日一部補正)
 - 〈<http://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-I026798640-00>〉
(平成 24 年 8 月 28 日追加、同 25 年 3 月 18 日、同 30 年 10 月 22 日一部補正)
- ・大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第 1 集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27』(発行者:川路利永氏、編集者:鹿児島市・松井幹郎氏、平成 27 年 10 月 13 日刊)
(平成 30 年 10 月 22 日追加)
- ・DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』(大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊)
(平成 30 年 10 月 22 日追加)
- ・高橋均(1936～)「松井先生と「大警視川路君墓表」」『大警視だより』続刊第 1 号(通巻第 30 号、平成 28(2016)年 3 月 1 日刊。その後、警察政策学会資料第 110 号『近代警

察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会編、警察政策学会、令和 2
(2020) 年 5 月 8 日刊) 58 頁に再録) (令和 4 (2022) 年 8 月 5 日追加)

〈<http://www.asss.jp/>〉 ⇒

〈 <http://asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%A%D%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99110.pdf>〉

1 はじめに

最近（平成 21（2009）年秋）刊行の松井幹郎氏『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（改訂版、鹿児島市・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊）13、14 頁に、川路大警視青山墓前の頌徳碑（墓表）の原文、現代語訳が掲載された。本墓表の原文は、既に同書初版（鹿児島市・自己出版、平成 21 年 3 月刊）11 頁に掲載されていたが、その現代語訳は、おそらく初めてのものと思われ、寔に貴重な御業績である。ただ、紙幅の都合からか、原文、重要語句註釈と現代語訳のみが記載されている。

そこで、本稿では、その参考として、既刊関係書籍の一部から、書下し文を抽出するとともに、それへの中間作業となる付句読点文を作成した。これについては、いつもと同じく、高橋均先生の御懇篤な御示教に与った。厚く御礼申し上げるものである。なお、原文については、頌徳碑¹そのものに依拠したとされる松井氏のをベースにしたことから、既刊関係書籍掲載のものとは一、二異同があることをお断りしておく。

2 関係文献一覧

* 原文掲載書抄

・守屋義之『警官処世訓』（京都・講法会、明治 38（1905）年 10 月 1 日刊）（「故川路大警視墓表」：16～20 頁）（国立国会図書館デジタルコレクション、23～25 コマ）（平成 30 年 10 月 22 日一部修正）〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/755255>〉

・鈴木高重（蘆堂）『大警視川路利良君伝』（東陽堂、大正元（1912）年 12 月 9 日刊）（「大警視碑文」：附録 34～38 頁）（復刊：山口県周南市・マツノ書店、平成 29 年 4 月刊）（平成 30 年 10 月 22 日一部修正）

・中村徳五郎²（1873? ～1940）『川路大警視』（日本警察新聞社、昭和 7（1932）年 10 月 1 日刊）（「青山墓前の頌徳碑」：322～324 頁）（復刊：山口県周南市・マツノ書店、平成 29 年 4 月刊）（国立国会図書館デジタルコレクション、188～189 コマ）

〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1900868>〉 (平成 30 年 10 月 22 日一部修正)

・肥後精一（1915～2012）『大警視 川路利良随想』（自己出版、平成 2（1990）年 9 月 30

¹ ・墓地：青山霊園 1 種イ 4 号 1～4 側 5 番

〈<http://www.tokyo-park.or.jp/reien/park/index094.html>〉、

〈<http://seuru.pupu.jp/sisekitokyoavoyama2.html>〉、〈<http://meiji-ishin.com/kawaji.html>〉

² 中村徳五郎（1873? ～1940）：

〈<http://www6.plala.or.jp/guti/cemetery/PERSON/N/nakamura tk.html>〉（平成 24 年 10 月 1 日追加）

日刊) 117～118 頁 (平成 21 年 10 月 25 日追加)

・松井幹郎 (1935～2021) 『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』 (鹿兒島・自己出版、平成 21 (2009) 年 3 月初版刊) 11 頁、同改訂版 (鹿兒島・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊) 13 頁 (平成 21 年 10 月 25 日一部修正)

* 書下し文掲載書抄

・高橋雄豺³ (1889～1979) 「警察制度の生みの親・川路利良」 『国民の風格を高めよ』 (時事通信社、昭和 45 (1970) 年 11 月 1 日刊) 253～257 頁 (初出: 『フォト』 第 16 巻 第 11 号 (昭和 44 年 6 月刊))

(参考) 松本栄編『干城偉績』 (仙台・松本栄、明治 25 (1892) 年 12 月 10 日刊、訂正再版: 明治 26 年 12 月 18 日刊) 「故陸軍少将兼大警視従三位 (マ) 勲二等川路利良君」 46～49 頁 (上記川路大警視頌徳碑文書下し文のかなりの部分を再編集したもの。) (国立国会図書館デジタルコレクション <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/781683>>、35～36 コマ)

* 現代語訳掲載書抄

・松井幹郎 『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』 (鹿兒島・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊) 14 頁

・前掲『大警視だより』 続刊第 7 号 (通巻第 36 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊)、警察政策学会資料第 110 号 『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』 (警察史研究部会編、警察政策学会、令和 2 (2020) 年 5 月 8 日刊) 59～71 頁 (令和 4 (2022) 年 8 月 5 日追加)

<<http://www.asss.jp/>> ⇒

< <http://asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99110.pdf>>

3 故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 (編修副長官従五位重野安繹⁴撰)

(1) 碑文全文

(通用の漢字を使用した。)

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰

陸軍少将兼大警視川路君自明治初任警官奉 命航欧洲攷究各国警察事例帰上疏曰君主独裁

³ 高橋雄豺 (1889～1979) ::

<<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%AB%98%E6%A9%8B%E9%9B%84%E8%B1%BA>>

<<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/takahashi001.pdf>> (平成 24 年 10 月 1 日追加)

⁴ 重野安繹 (1827～1910) :

<<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%87%8D%E9%87%8E%E5%AE%89%E7%B9%B9>> (平成 24 年 10 月 1 日追加)

之國不可不重君權欲重君權在於嚴警察如俄法法三國是也請倣三國例置警察署於東京凡京中警察之事其長官掌之他府縣使知事令兼掌之 朝廷納之乃置警視庁屬內務省先是內務省未建設警察於司法省管國內警察君援各國之例曰司法與行政有別闔國警察非法司之所宜專管故各國皆有內務省以統府縣警察至是 朝議先置內務省次及警視庁君又以謂邏卒之職平時任警察臨有事則執戎器以鎮暴亂故各國多用軍人然彼無士民之別故不得不取軍人我邦幸有士族宜取以充之人民之損害莫大於火災故消防為警察之要務東京多災而舊制救火之事委於府司宜遵各國之例屬之警官事皆施行君以明治五年赴歐洲時為警保助及置警視庁為其長官乃廢邏卒番人增巡查之員改京中區域排置支署架電線以通聲息設消防別隊用唧筒救火又創設河海警察於是盜火之害大減君常憫囹圄之傷人命欲釐革其弊囚獄旧屬於府司迨本庁管之大更定獄則任意看護宿弊頓革君嘗建議訓練巡查以備非常會佐賀山口諸縣亂作鎮靖勦捕與有力焉而最後有鹿兒島之變君鹿兒島人世仕藩主為衛騎西鄉隆盛甚器重君戊辰伏見之役君率一隊戰于竹田有功既而隨隆盛東下収江戸城君先衆入城五月攻東叡山君率兵自三枚橋進破黒門而入賊潰走遂與諸將東征攻圍若松亂平歸藩陞兵器奉行後三歲徵拜東京府大屬累轉權典事典事遷邏卒總長以至航歐洲皆隆盛所推轂也及隆盛去政府君反覆陳說以留之不聽乃與內務卿大久保利通相結納隆盛與其徒在鹿兒島君知其終激亂命部下伺察其動靜多布耳目隆盛之徒深惡之聲言君與利通遣刺客刺隆盛因拳兵反十年二月奉 命赴西京拜陸軍少將為征討旅団司令長官帥部下三千西下戰肥薩間遂入鹿兒島七月歸東京此役君以為賊所指名奮戰決闘大小七十余合而奪賊依拋為陸海將士解困其所率部下皆其所嘗訓練者刀銃并用精悍無前敵皆畏之云以功叙勲二等賜旭日重光章勲章年金五百円十二年奉 旨再赴歐洲更訪求警察事例船中病發至法都益劇十月歸朝 天子使侍臣侍醫問疾遂不起是月十三日也葬青山墓域 天使臨家賜幣帛又褒其積年勤勞賜祭金二千円賑恤其家族五千円君竭力職務夙夜孜孜不休本庁建設以來徒居官舍無時不視事夜則召集分署長等於庁内獎勵職事訓諭懇到每達宵分三年間不曠一夕僚屬輯録其語曰警察手眼性無他嗜好唯以事務修舉為快樂其臥病海外倦々公事督勵從行諸員期以成功勿負使命之任至病篤不變平生語人曰日本邦政事比之歐洲治國無一出其右者為可憾已吾願以我警察法超過諸國之上是非甚難事其自任如此君身材修頎廣額豐下鬚髯疎疎然胆壯氣剛當事不避嶮艱接人笑「豸+頁（貝）」⁶溫和而勇邁之色溢乎眉宇性慈仁憫物部屬有以職事死傷者歎賞不已至為垂泣捐私財贈遺 之吊死者遺族或建墓碑追悼遂設吊慰法⁷凡有死傷者本庁官吏釀金以吊以吊遣賻賑恤著為例以故人々致身職務而不畏死君自少修文武諸技受擊劍於長沼某究其秘奧從余及水本成美受經旁學作詩歿後檢篋篋得詩藁一卷中有兵役使命之作而人未嘗有見君哦詩者嗣子利恭梓藏于家命曰龍泉遺稿龍泉其別号諱利良初稱正之進考諱利愛母川路氏娶西氏生一女無子養五代友政子配以其女即利恭也君既歿本庁官吏胥謀建石勒君功績屬文於余内外官員東京府民及外國人捐貲貲助之者五千余人余乃詮次君之終始於職者表於墓道明治十五年八月

⁵ 「君身材修頎」→君身材修長（高大的樣子）、「廣額豐下」→額頭寬廣、下頷（下巴）豐滿，面呈方形（舊時視為貴相）、「鬚髯疎疎」→鬚髯稀疏。（ここは台湾・梁添盛博士の御教示に拠る。）（平成 30 年 10 月 22 日追加）

⁶ 「豸+頁（貝）」：この字は、本来容貌の貌の異体字「豸+貝」と書くべきところを、書家が「豸+頁」と書いたのではないかと考えられる。

⁷ 「吊」は「つるす」という意味で使われる場合もあるが、ここでは「弔」の俗字としての用法。

太政大臣兼賞勳局総裁修史館総裁従一位大勲位三條實美篆額 修史館監事従五位勲五等
巖谷修⁸書/

達千秋刻

(2) 碑文全文（頌徳碑（改行）でのもの）
（通用の漢字を使用した。「 / 」は頌徳碑での改行を示す。）

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰

陸軍少将兼大警視川路君自明治初任警官奉 命航欧洲攷究各国警察事例帰上疏曰君主独裁
之国不可不重君 /
権欲重君権在於嚴警察如俄李法三国是也請倣三国例置警察署於東京凡京中警察之事其長官
掌之他府県使知 /
事令兼掌之 朝廷納之乃置警視庁属内務省先是内務省未建設警保寮於司法省管国内警察君
援各国之例曰司 /
法与行政有別闔国警察非法司之所宜專管故各国皆有内務省以統府県警察至是 朝議先置内
務省次及警視庁 /
君又以謂邏卒之職平時任警察臨有事則執戎器以鎮暴乱故各国多用軍人然彼無士民之別故不
得不取軍人我邦 /
幸有士族宜取以充之人民之損害莫大於火災故消防為警察之要務東京多災而旧制救火之事委
於府司宜遵各国 /
之例属之警官事皆施行君以明治五年赴欧洲時為警保助及置警視庁為其長官乃廢邏卒番人增
巡查之員改京中 /
区域排置支署架電線以通声息設消防別隊用唧筒救火又創設河海警察於是盜火之害大減君常
憫囹圄之傷人命 /
欲釐革其弊囚獄旧属于府司迨本庁管之大更定獄則尽意看護宿弊頓革君嘗建議訓練巡查以備
非常会佐賀山口 /
諸県乱作鎮靖勦捕与有力焉而最後有鹿兒島之變君鹿兒島人世仕藩主為衛騎西郷隆盛甚器重
君戊辰伏見之役 /
君率一隊戰于竹田有功既而随隆盛東下収江戸城君先衆入城五月攻東叡山君率兵自三枚橋進
破黒門而入賊潰 /
走遂与諸将東征攻困若松乱平帰藩陞兵器奉行後三歳徵拜東京府大属累轉権典事典事遷邏卒
総長以至航欧洲 /
皆隆盛所推轂也及隆盛去政府君反覆陳説以留之不聽乃与内務卿大久保利通相結納隆盛与其
徒在鹿兒島君知 /

⁸ 巖谷修（1834～1905、号は「一六」、巖谷小波（1870～1933）の父）：
〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B7%8C%E8%B0%B7%E4%B8%80%E5%85%AD>〉

其終激乱命部下伺察其動靜多布耳目隆盛之徒深惡之 声言君与利通遣刺客刺隆盛因拳兵反十年二月奉 命赴 /
西京拜陸軍少将為征討旅団司令長官帥部下三千西下轉戰肥薩間遂入鹿兒島七月歸東京此役君以為賊所指名 /
奮戰決闘大小七十余合而奪賊依拠為陸海將士解困其所率部下皆其所嘗訓練者刀銃并用精悍無前敵皆畏之云 /
以功叙勳二等賜旭日重光章勳章年金五百円十二年奉 旨再赴欧洲更訪求警察事例船中病發至法都益劇十月 /
歸朝口天子使侍臣侍医問疾遂不起是月十三日也葬青山墓域 天使臨家賜幣帛又褒其積年勤勞賜祭棗金二 /
千円賑恤其家族五千円君竭力職務夙夜孜々不休本庁建設以来徒居官舎無時不視事夜則召集分署長等於庁内 /
奨励職事訓諭懇到每達宵分三年間不曠一夕僚属輯録其語曰警察手眼性無他嗜好唯以事務修挙為快樂其臥病 /
海外倦々公事督励從行諸員期以成功勿負使命之任至病篤不變平生語人曰本邦政事比之欧洲治国無一出其右 /
者為可憾已吾願以我警察法超過諸国之上是非甚難事其自任如此君身材修頤広額豊下鬚髯疎疎然胆壯氣剛当 /
事不避嶮艱接人笑「多+頁(貝)」温和而勇邁之色溢乎眉宇性慈仁憫物部属有以職事死傷者歎賞不已至為垂泣捐私財贈遺 /
之吊死者遺族或建墓碑追悼遂設吊慰法凡有死傷者本庁官吏釀金以吊以吊遺賻賑恤著為例以故人々致身職務而不畏 /
死君自少修文武諸技受擊劍於長沼某究其秘奧從余及水本成美受經旁学作詩歿後檢篋篋得詩藁一卷中有兵役 /
使命之作而人未嘗有見君哦詩者嗣子利恭梓藏于家命曰龍泉遺稿龍泉其別号諱利良初称正之進考諱利愛母川 /
路氏娶西氏生一女無子養五代友政子配以其女即利恭也君既歿本庁官吏胥謀建石勒君功績属文於余内外官員 /
東京府民及外国人捐貲貲助之者五千余人余乃詮次君之終始尽於職者表於墓道明治十五年八月 /
太政大臣兼賞勳局總裁修史館總裁從一位大勳位三條實美篆額 修史館監事從五位勳五等巖谷修書 /

達千秋刻

(3) 付句読点文

(通用の漢字を使用した。「 / 」は頌徳碑での改行を示す。)

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表

陸軍少將兼大警視川路君、自明治初任警官、奉 命航歐洲、攷究各國警察事例。歸上疏曰、君主獨裁之國不可不重君 / 權。欲重君權、在於嚴警察。如俄法法三國是也。請做三國例、置警察署於東京、凡京中警察之事、其長官掌之、他府縣使知 / 事令兼掌之。

朝廷納之、乃置警視庁、屬內務省。先是內務省未建、設警保寮於司法省管國內警察。君援各國之例曰、司 / 法與行政有別、闔國警察非法司之所宜專管。故各國皆有內務省、以統府縣警察。至是 朝議先置內務省、次及警視庁。 / 君又以謂、邏卒之職平時任警察、臨有事則執器以鎮暴亂。故各國多用軍人。然彼無士民之別、故不得不取軍人。我邦 / 幸有士族、宜取以充之。人民之損害莫大於火災。故消防為警察之要務。東京多災而舊制救火之事委於府司。宜遵各國 / 之例、屬之警官事。皆施行。君以明治五年赴歐洲。時為警保助。及置警視庁、為其長官。乃廢邏卒番人、增巡查之員、改京中 / 區域排置支署、架電線以通聲息、設消防別隊、用唧筒救火。又創設河海警察。於是盜火之害大減。君常憫囹圄之傷人命、 / 欲釐革其弊。囚獄舊屬於府司。迨本庁管之、大更定獄則、盡意看護、宿弊頓革。君嘗建議、訓練巡查以備非常。會佐賀山口 / 諸縣亂作、鎮靖勦捕與有力焉。而最後有鹿兒島之變。君鹿兒島人、世仕藩主為衛騎。西鄉隆盛甚器重君。戊辰伏見之役、 / 君率一隊戰于竹田有功。既而隨隆盛東下、收江戶城。君先衆入城。五月攻東叡山。君率兵自三枚橋進、破黑門而入、賊潰 / 走。遂與諸將東征、攻圍若松。亂平歸藩、陞兵器奉行。後三歲徵拜東京府大屬、累轉權典事、典事、遷邏卒總長、以至航歐洲、 / 皆隆盛所推轂也。及隆盛去政府、君反覆陳說以留之。不聽。乃與內務卿大久保利通相結納。隆盛與其徒在鹿兒島、君知 / 其終激亂、命部下伺察其動靜、多布耳目。隆盛之徒、深惡之、聲言君與利通遣刺客刺隆盛。因舉兵反。十年二月奉 命赴 / 西京、拜陸軍少將、為征討旅團司令長官、帥部下三千西下、轉戰肥薩間、遂入鹿兒島。七月歸東京。此役君以為賊所指名、 / 奮戰決鬪大小七十余合、而奪賊依拠、為陸海將士解困。其所率部下皆其所嘗訓練者、刀銃并用、精悍無前、敵皆畏之云 / 以功叙勲二等、賜旭日重光章勲章年金五百圓。十二年奉 旨再赴歐洲、更訪求警察事例。船中病發、至法都益劇。十月 / 歸朝。 天子使侍臣侍醫問疾。遂不起。是月十三日也。葬青山墓域。 天使臨家賜幣帛、又褒其積年勤勞、賜祭棗金二 / 千圓、賑恤其家族五千圓。君竭力職務、夙夜孜孜不休。本庁建設以來、徙居官舍、無時不視事。夜則召集分署長等於庁內、 / 獎勵職事、訓諭懇到、每達宵分。三年間不曠一夕、僚屬輯錄其語曰警察手眼。性無他嗜好、唯以事務修舉為快樂。其臥病 / 海外、倦々公事、督勵從行諸員、期以成功勿負使命之任。至病篤不變。平生語人曰、本邦政事比之歐洲治國、無一出其右 / 者。為可憾已。吾願以我警察法超過諸國之上。是非甚難事。其自任如此。君身材修頎、広額豐下、鬚髯疎疎。然胆壯氣剛、當 / 事不避嶮艱、接人笑「多+頁」溫和、而勇邁之色溢乎眉宇。性慈仁憫物。部屬有以職事死傷者、歎賞不已、至為垂泣。捐私財贈遺之、吊死者遺族、或建墓碑追悼。遂設吊慰法。凡有死傷者、本庁官吏釀金、以吊賻賑恤著為例。以故人々致身職務、而不畏 / 死。君自少修文武諸技。受擊劍於長沼某、究其秘奧、從余及水本成美受經、旁學作詩。歿後檢篋篋得詩稿一卷。中有兵役 / 使命之作。而人未嘗有見君哦詩者。嗣子利恭梓藏于家、命曰龍泉遺稿。龍泉其別号。諱利良、初稱正之進。考諱利愛、母川 / 路氏。娶西氏生一女無子。養五代友政子、配以其女。即利恭也。君既歿。本庁官吏胥謀建石勒君

功績、属文於余。内外官員、 / 東京府民及外国人捐貲助之者五千余人。余乃詮次君之終始
尽於職者表於墓道。明治十五年八月。

太政大臣兼賞勳局總裁修史館總裁從一位大勳位三條實美篆額 修史館監事從五位勳五等
巖谷修書

□

達千秋刻

(4) 石碑全文（書下し文）

（通用の漢字を使用した。）

〔篆額〕 陸軍少将兼大警視川路君之墓表

故陸軍少将兼大警視正五位勳二等川路君墓表

編修副長官從五位重野安繹撰

陸軍少将兼大警視川路君は、明治の初より警官に任ぜられ、命を奉じて歐洲に航し、各国警察の事例を攷究す。歸りて上疏して曰く、君主独裁の国は君權を重ぜざるべからず。君權を重ぜんと欲せば、警察を嚴にするにあり。俄李法三国の如き是れなり。請う三国の例に倣い、警察署を東京に置き、凡そ京中警察の事、其の長官をして之を掌らしめ、他府県は知事令をして之を兼掌せしめんと。朝廷之を納れ、乃ち警視庁を置き、内務省に属せしむ。是より先内務省未だ建てられず、警保寮を司法省に設けて国内の警察を管す。君各国の例を援きて曰く、司法と行政と別あり。闔国の警察は法司の宜く所管すべき所に非ず。故に各国皆内務省あり、以て府県警察を統ぶと。是に至り朝議先ず内務省を置き、次いで警視庁に及ぶ。 / 君又以って謂う、邏卒の職平時は警察に任ずるも、事あるに臨んでは則ち戎器を執りて以て暴乱を鎮む。故に各国多く軍人を用う。然れども彼に士民の別なく、故に軍人を取らざるを得ず。我邦は幸に士族あり。宜しく取りて以て之に充つべし。人民の損害火災より大なるはなし。故に消防を警察の要務に為さん。東京は災多くして而かも旧制は救火の事を府司に委す。宜く各国の例に遵い、之を警官の事に属せしむべしと。皆施行せらる。君明治五年を以て歐洲に赴く。時に警保助たり。警視庁を置くに及び、其の長官たり。乃ち邏卒番人を廃し、巡查の員を増し、京中の区域を改めて支署を排置し、電線を架して以て声息を通じ、消防別隊を設け、唧筒を用いて火を救う。又河海警察を創設す。是において盜火の害大に減ず。君常に囹圄の人命を傷うを憫み、其の弊を釐革せんと欲す。囚獄旧と府司に属す。本庁之を管するに迨び、大いに獄則を更定し、意を看護に尽し、宿弊頓に革る。君嘗て建議し、巡查を訓練して以て非常に備う。佐賀山口諸県乱作るに会い、鎮靖勦捕に与りて力あり。而して最後に鹿兒島の変あり。君は鹿兒島の人、世藩主に仕へて衛騎たり。西郷隆盛甚だ君を器重す。戊辰伏見の役、君一隊を率いて竹田に戦いて功あり。既にして隆盛に随つて東下し、江戸城を収む。君衆に先んじて城に入る。五月東叡山を攻む。君兵を率いて三枚橋より進み、黒門を破りて入り、賊潰走す。遂に諸将と東征し、若松を攻圍す。乱平ぎて藩に歸り、兵器奉行に陞る。後三歳徴せられて東京府大属を拝し、累りに権典事、典事に轉じ、邏卒総長に遷り、以て歐洲に航するに至るまで、

皆隆盛の推轂する所なり。隆盛政府を去るに及び、君反覆陳説して以て之を留む。聴かず。乃ち内務卿大久保利通と相結納す。隆盛其の徒と鹿児島にあり。君其の終に激乱するを知り、部下に命じて其の動静を伺察せしめ、多く耳目を布く。隆盛の徒、深く之を惡み、君利通と刺客を遣して隆盛を刺さんとすと声言す。因て兵を挙げて反す。十年二月命を奉じて西京に赴き、陸軍少将を拜し、征討旅団司令長官と為り、部下三千を帥ひて西下し、肥薩の間に転戦し、遂に鹿児島に入る。七月東京に帰る。此の役君は賊の指名する所となり、奮戦決闘大小七十余合にして、賊の依拠を奪い、陸海将士のために困を解く。其の率ゆる所の部下は皆其の嘗て訓練せる所の者にして、刀銃并せ用い、精悍にして無前、敵皆之を畏ると云う。功を以て勲二等に叙せられ、旭日重光章勲章年金五百円を賜わる。十二年旨を奉じて再び歐洲に赴き、更めて警察事例を訪求せんとす。船中にて病発し、法都に至りて益すまじ劇し。十月帰朝す。天子侍臣と侍医を使わし疾を問わしむ。遂に起たず。是月十三日なり。青山墓域に葬らる。天使家に臨みて幣帛を賜い、又其の積年の勤勞を褒め、祭菜金二千円を賜い、其の家族に五千円を賑恤せらる。君力を職務に竭し、夙夜孜々として休まず。本庁建設以来、居を官舎に徙し、時として事を視ざるなし。夜は則ち分署長等を庁内に召集して、職事を奨励し、訓諭懇到にして、毎に宵分に達す。三年間一タを曠うせず、僚属其の語を輯録して警察手眼と曰う。性他に嗜好なく、唯事務の修挙を以て快樂となす。其の病んで海外に臥するも公事に倦々とし、従行の諸員を督励し、成功を以て使命の任に負く勿からんことを期せしむ。病篤きに至りて変ぜず。平生人に語りて曰く、本邦の政事は之を歐洲治国に比し、一として其の右に出づる者なし。憾むべしとなすのみ。吾願わくは我が警察法を以て諸国の上に超過せしめんこと、是甚しく難事に非ずと。其の自ら任ずること此くの如し。君は身材は修頎、広額豊下、鬚髯疎疎たり。然れども胆は壯、氣は剛、事に當って嶮艱を避けず、人に接するに笑「豸+頁」温和にして、勇邁の色眉宇に溢る。性慈仁して物を憫む。部属に職事を以て死傷する者有らば、歎賞して已まず、垂泣を為すに至れり。私財を捐てて之に贈遺し、死者の遺族を弔い、或は墓碑を建てて追悼す。遂に弔慰法を設く。凡そ死傷者あらば、本庁官吏釀金し、弔賻賑恤を以て著わすを例となす。故を以て人々身を職務に致して死を畏れず。君少きより文武諸技を修む。擊劍を長沼某に受け、其の秘奥を究め、余及び水本成美に従いて経を受け、旁ら作詩を学ぶ。歿後篋籠を検べて詩稿一卷を得たり。中に兵役使命の作あり。而して人未だ嘗て君の詩を嘖するを見たる者あらず。嗣子利恭家に梓藏し、命じて龍泉遺稿と曰う。龍泉は其の別号なり。諱は利良、初め正之進と稱う。考諱は利愛、母川路氏。西氏を娶りて一女を生むも子無し。五代友政の子を養い、配すに其の女を以てす。即ち利恭なり。君既に歿す。本庁官吏胥な謀りて石を建てて君の功績を勒し、文を余に属す。内外官員、東京府民及び外国人にして貲を捐てて之を助くる者五千余人なり。余乃ち君の終始職に^{こと}尽す者を詮次し墓道に表す。明治十五年八月

太政大臣兼賞勲局總裁修史館總裁從一位大勲位三條實美篆額
修史館監事從五位勲五等巖谷修書

達千秋刻

(5) 現代語訳（省略）

（参考）

・松井幹郎『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（改訂版、鹿兒島・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊）14 頁参照（平成 21 年 3 月作成初版では記載なし。）。

・前掲『大警視だより』続刊第 7 号（通巻第 36 号、平成 31（2019）年 1 月 1 日刊）、警察政策学会資料第 110 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会編、警察政策学会、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）59～71 頁（令和 4（2022）年 8 月 5 日追加）

〈<http://www.asss.jp/>〉⇒

〈 <http://asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99110.pdf>〉

【附録】明治警察史コーナーHP 項目一覧（抄）（令和 4（2022）年 8 月 5 日追加）

・「法制史学者著作目録選」中「明治警察史コーナー」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Historian2003.htm>〉

・「松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄一本 HP 収載「PDF 版松井茂久『警官陶冶篇』検討資料」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/matsui002.pdf>〉

・「PDF 版松井茂久『警官陶冶篇』（増訂三版、明治 25（1892）年 2 月 18 日刊）」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/matsui001.pdf>〉

・「大森鍾一『直興遺篋抄』—「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」—」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/omori001.pdf>〉

・「川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、書下し文）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表編修副長官従五位重野安繹撰— 明治警察史の一齣—」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kawaji002.pdf>〉

・「佐和正関係文献抄—明治警察史の一齣—」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/sawatadashi.pdf>〉

・「坂元純瀨、國分友諒両氏の墓所について—中原英典氏のお問いかけを追って—」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/sakamoto001.pdf>〉

・「国分友諒顕彰碑について—原田弘先生のお教えに接して—」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kokubukenshoji.pdf>〉

・「篠崎五郎関係資料抄—台湾出兵時の徴集隊指揮副長の一人— 明治警察史の一齣—」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/shinozaki.pdf>〉

・「高橋雄豺博士著作目録（再訂稿）」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/takahashi001.pdf>〉

- ・「田村豊氏著作目録」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/tamura001.pdf>〉

- ・「中原英典氏明治警察史研究関係著作目録抄（参考）渡辺忠威氏警察史関係文献抄」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/nakahara001.pdf>〉

（了）